

平成30年度における健康経営の実践に向けたさらなる取組の実施について

行財政・働き方改革特別委員会資料3-1
平成30年(2018年)11月27日
総務部行政経営企画室

1 時間外勤務・年次有給休暇の状況(～10月・知事部局)

(1) 1人あたり時間外勤務時間数

18.5時間(前年同期17.0時間・対前年比+8.8%)
⇒大阪北部地震、豪雨、台風等の災害対応の影響もあり、増加している。

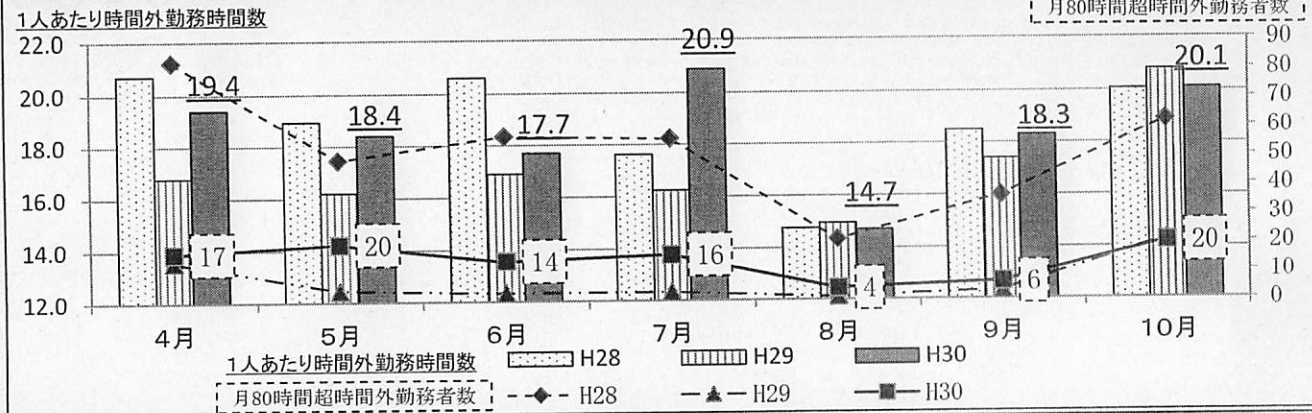
(2) 月80時間超時間外勤務者数

97人(前年同期49人)

(3) 1人あたり年次有給休暇取得日数

7.2日(前年同期6.8日)

時間外勤務の月別の状況



2 人事委員会報告等を踏まえた取組における課題とさらなる取組の方向性

(1) 業務量の縮減

・取組の中で生じてきた課題として、「仕事の先送り」や「先を見通した仕事にまで手が回らない」といった、業務量に起因すると思われる課題を挙げる職員が依然として多く、不断の見直しとして業務の内容やプロセスの見直しが必要である。
・業務量の縮減に向けては、引き続き全庁共通的な業務の見直しを進める一方で、各職場におけるさらなる業務の見直しや事務の効率化の取組が必要である。

(2) 業務の質の確保と適切なマネジメント

・取組の中で生じてきた課題として、「ミスが増えている」を選択している職員の割合が増加していること、また、依然として管理職員と一般職員との回答に大きな離れがみられる項目があり、職場における業務の質の確保や上司と部下とが職場の課題を共有していく取組が必要である。

(3) 事務分担の平準化

・今後さらに推進すべき取組として、「事務分担の見直し、平準化」も多く選択されており、また、月80時間以上の時間外勤務者数も増加していることから、年度途中における業務の繁閑や優先度等に応じた柔軟な人員配置や応援体制の構築を一層進める必要がある。

(4) 健康への配慮(時間管理の徹底)

・国において国家公務員の時間外勤務の上限設定について言及があったことも踏まえ、職員の健康への配慮を行う観点から、県としても対策を進めていく必要がある。

(5) 働きやすい職場づくり

・職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職員のモチベーションアップやスキルアップ、ひいては生産性の向上につなげる好循環を生み出すため、引き続き、多様な働き方が可能となる環境整備が必要である。

3 さらなる取組の具体的な内容

(1) 業務改善「1日10分」運動

- ①各所属の所属長が主体となって、上位者ならではの気づきや創意工夫を基に、取組期間中の所属の時間外勤務を1日あたり10分縮減する具体的な取組を考案し、所属で実施する。
- ②取組期間は11月中旬から12月末までとし、全ての所属の取組を庁内で共有するとともに、特に効果の高い取組については、全庁での横展開を検討する。
- ③取組にあたっては、職場での徹底的な対話を通じて、アンケートで顕在化した管理職員と一般職員との認識の乖離(仕事の先送り、時間外勤務の申請のしづらさ等)を埋めるよう留意の上取り組むこととする。

庁内の取組例:協議資料の事前配布による説明時間の短縮、協議資料のペーパーレス化による印刷・協議・修正等の時間の縮減、必要性の低い業務の廃止

(2) 事務分担の平準化に向けた対応策の報告

- ①70時間を超える時間外勤務を命じる際に部局長が実際に命じた事務分担の平準化のための対応策(または指示を踏まえて具体的に行った取組)について、総務部長へ報告を行う。
- ②総務部において、各部局の取組事例から全庁への普及・展開可能性を秘めた取組を収集し、今後の取組の参考とする。

(3) 在宅勤務等テレワークの利用促進

所属長自らが利用することを通じ、利用を希望する職員への利用促進や職場での普及啓発を促進するため、12月末までに、すべての所属長が在宅勤務を実施するための環境整備(私有端末での事前登録および試用)を行う。